

【地震保険】基準料率改定の届出のご案内

損害保険料率算出機構は2021年6月10日付で、金融庁長官に地震保険基準料率を変更する届出を行いました。

届出の概要

基本料率^{※1}を平均で▲0.7%引き下げます。

都道府県・建物の構造区分別改定率は、多くの区分が据置きまたは引下げとなります（最大引下げ率は▲47.2%）。一方、前回の届出時に激変緩和措置^{※2}を講じていた一部の区分については激変緩和措置の解消のため引上げとなります（最大引上げ率は+29.9%）。

また、今回の届出では、長期係数^{※3}の見直しも行います。

※1 割引および長期係数を適用する前の料率

※2 保険料が大幅に上昇することとなった都道府県・建物の構造区分に対し、負担軽減の観点から保険料の引上げ幅を抑制する措置

※3 2～5年の契約について、保険料を一括で支払うことによる割引のために使用する係数

2年目以降は契約手続きにかかる事務処理が発生しないことや運用の利率（予定利率）等を考慮して算出

●保険料例^{※6}（契約条件：保険金額1,000万円、割引なし、保険期間1年間）

都道府県	建物の構造 ^{※7}	現行(円)	届出(円)	差額(円)	増減率(%)
東京	イ構造	27,500	27,500	0	0.0
	ロ構造	42,200	41,100	▲1,100	▲2.6
愛知・大阪	イ構造	11,800	11,600	▲200	▲1.7
	ロ構造	21,200	19,500	▲1,700	▲8.0
埼玉	イ構造	20,400	26,500	+6,100	+29.9
	ロ構造	36,600	41,100	+4,500	+12.3
大分	イ構造	11,800	7,300	▲4,500	▲38.1
	ロ構造	21,200	11,200	▲10,000	▲47.2

※6 三大都市圏（東京、愛知、大阪）、増減率最大（埼玉）、最小（大分）を掲載

※7 イ構造：耐火建築物、準耐火建築物および省令準耐火建物等

ロ構造：イ構造以外の建物

●長期係数（保険期間1年の保険料に乗じる係数）

保険期間	2年	3年	4年	5年
現行	1.90	2.85	3.75	4.65
改定届出	(変更なし)			4.70
増減率				+1.1%

【主な理由・背景】

（1）保険料不足の解消

東北地方太平洋沖地震の発生を契機として基本料率の大幅な引上げが必要となったため、3段階に分けて引上げを実施しました。これにより、2017年1月～2020年12月は必要水準より低い基本料率としたことで生じた保険料不足の解消のため、財務省の有識者会議^{※4}の議論のとりまとめを踏まえ、不足分を上乗せした基本料率とします（今後10年程度継続見込み）。

※4 「地震保険制度に関するプロジェクトチーム」フォローアップ会合

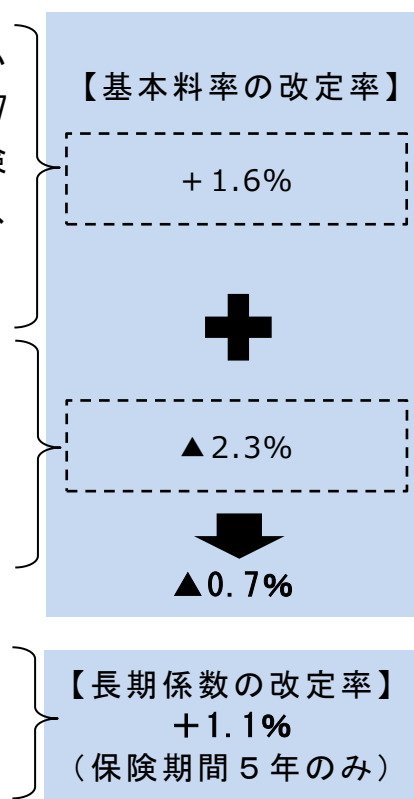
（2）各種基礎データの更新

震源モデル^{※5}や住宅・土地統計調査などについて、前回の届出以降の更新を反映したところ、全国的に地震の発生頻度は増加するものの、耐震性の高い住宅の普及により、基本料率の引下げに寄与しています。

※5 地震調査研究推進本部が作成した確率論的地震動予測地図2020年版を使用

（3）長期係数の見直し

長期係数の算出に用いる予定利率について、近年の金利状況を踏まえて見直しを行います。



地震保険基準料率とは

- ・当機構は、「損害保険料率算出団体に関する法律」に基づき、地震保険基準料率を算出しています。
- ・地震保険基準料率は、将来の地震の危険度に基づき算出しています。
- ・地震保険は、政府と保険会社が共同で運営する公共性の高い保険であるため、利潤を織り込んでいません。

なお、契約者が支払った地震保険料は、必要経費部分を除いた全ての額が責任準備金として積み立てられ、将来の地震災害による支払いに備えられています。

損害保険料率算出機構

届出内容の詳細につきましてはニュースリリースをご覧ください。